大臣官房会計課所掌機関

法人名	法人番号	住所	対象部局	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
千東建設株式会社	4040001026895	千葉県市川市新田１丁目２３番１４号	大臣官房会計課、関東運輸局、航空局、東京航空局、海上保安庁、第三管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R7.2.14 ～ R7.6.13 （4か月）	指名停止等措置要領 別表第2 第10 号 （公契約関係競売等妨害又は談合）	当該事業者の元代表取締役は、代表取締役だった当時、千葉県市川市が発注した複数の工事の入札をめぐり、同市下水道部次長から入札に関する情報を得たとして、令和６年１１月１日、公契約関係競売入札妨害の罪で千葉地方検察庁に起訴された
株式会社ＮＩＰＰＯ	9010001034987	東京都中央区京橋１丁目１９番１１号	東京航空局	R7.4.11 ～ R7.8.10 （4か月）	指名停止等措置要領 別表第１第２号 （過失による粗雑工事） 別表第2 第15 号 （不正又は不誠実な行為）	東京航空局が発注し当該業者が受注し、施工した「東京国際空港A誘導路等舗装改修工事」において、当該事業者の系列プラント会社は、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該事業者に対し出荷していた。これらの工事においては、東京航空局と当該事業者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、当該事業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、系列プラント会社は、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。当該事業者は、系列プラント会社から管理指標実績等の報告を受け、同社から納入されたアスファルト合材が新規アスファルト合材でなければならないのに再生骨材を含む可能性を認識できたが、系列プラント会社による上記の行為を防止するための適切な対応を怠り、結果回避義務を果たさなかった。 また、当該事業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局、東京航空局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。
			大臣官房会計課、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、航空局、大阪航空局、海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、第一管区海上保安本部、第二管区海上保安本部、第三管区海上保安本部、第四管区海上保安本部、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第七管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、第九管区海上保安本部、第十管区海上保安本部、第十一管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、札幌管区気象台、仙台管区気象台、東京管区気象台、大阪管区気象台、福岡管区気象台、沖縄管区気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R7.4.11 ～ R7.7.18 （10W＋１か月）	指名停止等措置要領 別表第2 第15 号 （不正又は不誠実な行為）	当該事業者は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局、東京航空局発注の工事において、アスファルト工事を施工したが、設計図書で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用したことが判明した。これらの工事においては、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、当該事業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、系列プラントは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該事業者へ出荷していたことが判明した。当該事業者は、系列プラント会社から管理指標実績等の報告を受け、同社から納入されたアスファルト合材が新規アスファルト合材でなければならないのに再生骨材を含む可能性を認識できたが、系列プラント会社による上記の行為を防止するための適切な対応を怠り、結果回避義務を果たさなかった。また、当該事業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局、東京航空局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽１丁目７番２７号	大臣官房会計課、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、航空局、東京航空局、大阪航空局、海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、第一管区海上保安本部、第二管区海上保安本部、第三管区海上保安本部、第四管区海上保安本部、第五管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第七管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、第九管区海上保安本部、第十管区海上保安本部、第十一管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、札幌管区気象台、仙台管区気象台、東京管区気象台、大阪管区気象台、福岡管区気象台、沖縄管区気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R7.4.11 ～ R7.7.10 （3か月）	指名停止等措置要領 別表第2 第15 号 （不正又は不誠実な行為）	当該事業者は、北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト工事を施工したが、設計図書で指定したアスファルト合材と異なる再生骨材が混入したアスファルト合材を使用していた。これらの工事においては、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を行っていたことが判明した。当該業者の合材製造所長等は、同社が製造するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。また、当該事業者は、関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。当該事業者の合材製造所長等は、同社が出荷するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。
丸和工業株式会社	1030001062110	埼玉県北本市宮内５丁目３５１番	大臣官房会計課、関東運輸局、航空局、東京航空局、海上保安庁、第三管区海上保安本部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区気象台、運輸安全委員会、国土技術政策総合研究所（横須賀）、海難審判所	R7.4.25 ～ R7.5.8 （2週間）	指名停止等措置要領 別表第１第８号 （一般工事事故）	当該事業者は、令和５年９月２日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が２階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について、同社及び同社使用人は、令和６年１１月１２日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
日新興業株式会社	1120001057571	大阪府大阪市淀川区三国本町１丁目１２番３０号	近畿運輸局、中国運輸局、航空局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、気象庁、大阪管区気象台	R7.4.25 ～ R7.6.5 （6週間）	指名停止等措置要領 別表第2第13号 （建設業法違反）	当該事業者は、建設業法施行令第１条の２に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第２８条第１項第６号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分（営業停止10日間）を受けた。
株式会社佐電工	8300001000424	佐賀県佐賀市天神１丁目４番３号	九州運輸局、航空局、大阪航空局、第七管区海上保安本部、気象庁、福岡管区気象台	R7.4.30 ～ R7.6.29 （2か月）	指名停止等措置要領 別表第2第8号イ適用 （公契約関係競売等妨害又は談合）	当該事業者は、佐賀県多久市が発注した照明設備改修工事をめぐり、当該事業者の営業本部副本部長が、公契約関係競売等妨害の容疑で令和７年２月１８日、佐賀県警察に逮捕されたものである。 また、３月１１日に佐賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。